平成２４年（へ）第６号
岡山県津山市一宮283番地１
申立人　有限会社八木住建
代表者代表取締役　八木　　基
代理人弁護士　西村　啓聡
権利を争う旨の申述の終期　平成25年１月31日
平成24年10月17日　浜松簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＢＡ00740
金額　87,183円
支払期日　平成24年10月16日
支払地　静岡県浜松市
支払場所　スルガ銀行株式会社浜松支店
振出日　平成24年６月11日
振出地　静岡県磐田市
振出人　天龍プレパーク株式会社　代表取締役　河合　英二
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＡ00739
金額　3,000,000円
⑵の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の手形の記載に同じ
平成２４年（へ）第７４号
大阪府門真市三ツ島663の１
申立人　美祢工業株式会社
代表者代表取締役　山下　　久
権利を争う旨の申述の終期　平成25年２月６日
平成24年10月26日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ237414
金額　110,000円
支払期日　平成24年10月23日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社みずほ銀行難波支店
振出日　平成24年６月20日
振出地　大阪府大東市
振出人　日本コルモ株式会社　取締役社長　石谷　　清
受取人　申立人
最終所持人　申立人
平成２４年（へ）第１号
山口県長門市三隅上3841番地の６
申立人　山下　眞之
権利を争う旨の申述の終期　平成25年１月31日
平成24年10月25日　防府簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＤ24214
金額　188,600円
支払期日　平成25年１月19日
支払地　山口県防府市
支払場所　株式会社山口銀行牟礼支店
振出日　平成24年９月20日
振出地　山口県防府市
振出人　アサヒ株式会社　代表取締役　松田　修治
受取人　申立人（ヤマセラ　代表者　山下　眞之）
最終所持人　申立人
平成２４年（へ）第１６号
北海道江別市角山425番地５
申立人　角山開発株式会社
代表者代表取締役　寺嶋　忠雄
権利を争う旨の申述の終期　平成25年３月１日
平成24年10月30日　札幌簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ09888
金額　1,073,364円
支払期日　平成24年11月１日
支払地　札幌市
支払場所　株式会社北海道銀行札幌駅前支店
振出日　平成24年８月１日
振出地　札幌市
振出人　株式会社中山組　取締役社長　中山　茂
受取人　申立人
最終所持人　申立人
平成２４年（へ）第２号
さいたま市見沼区丸ヶ崎町41番地６
申立人　有限会社本田製作所
代表者取締役　本田　貞子
権利を争う旨の申述の終期　平成25年２月１日
平成24年10月31日　川越簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＨＶ84859
金額　1,008,563円
支払期日　平成24年12月31日
支払地　埼玉県坂戸市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行坂戸支店
振出日　平成24年９月28日
振出地　埼玉県坂戸市
振出人　株式会社愛光　代表取締役　倉永　郁男
受取人　申立人
最終所持人　申立人
平成２４年（へ）第５号
大阪府守口市南寺方東通４丁目12番25号
申立人　若松　正昭
権利を争う旨の申述の終期　平成25年３月15日
平成24年11月１日　立川簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＨＲ41379
金額　324,450円
支払期日　平成24年10月15日
支払地　東京都立川市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行立川支店
振出日　平成24年６月15日
振出地　東京都昭島市拝島町１丁目13番９号
振出人　山口電材株式会社　代表取締役　山口　臣賢
受取人　株式会社エムトピア
裏書人　株式会社エムトピア　代表取締役　林　廣守
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人
平成２４年（へ）第６号
埼玉県熊谷市御正新田1293番地
申立人　水宝株式会社
代表者代表取締役　岡　　正人
権利を争う旨の申述の終期　平成25年２月12日
平成24年11月１日　越谷簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ200730
金額　556,657円
支払期日　平成24年12月31日
支払地　埼玉県春日部市
支払場所　株式会社みずほ銀行春日部支店
振出日　平成24年８月31日
振出地　東京都墨田区
振出人　株式会社花村機工　代表取締役　花村　俊雄
受取人　申立人
最終所持人　申立人
平成２４年（へ）第１号
次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。
京都府八幡市橋本栗ケ谷44番地の７
申立人　井川　　修
権利の届出の終期　平成25年２月15日
平成24年10月24日　徳島池田簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　三好市山城町大川持字中ハシ581番
宅地　267.76平方メートル
⑵登記年月日番号　徳島地方法務局美馬支局大正11年11月13日受付第868号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正11年11月13日設定
目的　建物所有
存続期間　大正11年11月13日より大正61年11月12日まで50年間
地代　１年玄米１石５斗
支払期　毎年12月末日
地上権者　三好郡山城町大川持581番地　又森　花子

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。
平成２４年（家）第５７３号
埼玉県越谷市大間野町４丁目20番地
申立人　飯野　博史
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　飯野　健藏
大正９年７月19日生
公示催告期間満了日　平成25年６月20日
さいたま家庭裁判所越谷支部